



令和7年度

人権に関する作品募集 募集要項



提出期限：令和7年9月8日(月)必着

提出先：宮崎県人権啓発推進協議会

〒880-8501 宮崎市橘通東2-10-1 宮崎県人権同和対策課内(県庁8号館6階)

電話：0985-32-4469 FAX：0985-32-4454

E-mail：jinkendowataisaku@pref.miyazaki.lg.jp

1 目的

この作品募集は、人権啓発強調月間(8月)の人権啓発事業の一環として、未来を担う児童・生徒が、人権に関する作品の制作・応募を通じて人権を尊重することの大切さについて理解を深め、豊かな人権感覚を身につけるとともに、募集した作品を人権啓発資料として活用することにより、広く県民の人権意識の普及高揚を図ることを目的に実施しています。

人権尊重の大切さについて、一生懸命に考えながら作品を制作する過程そのものが児童・生徒自身にとっての啓発であり、また、子どもたちが一生懸命に考えて制作した作品に触れることにより、広く県民に対する啓発にもつながります。

2 主催

宮崎県 宮崎県教育委員会 宮崎地方法務局 宮崎県人権擁護委員連合会 宮崎県人権啓発推進協議会

3 この作品募集が兼ねる作品コンテスト等

「ポスター 小学生・4年生以上の部」は、「小学生人権ポスターコンテスト」(主催：宮崎地方法務局、宮崎県人権擁護委員連合会)を兼ねます。

4 応募資格

宮崎県内の小学校、中学校、高等学校、義務教育学校、中等教育学校並びに特別支援学校の小学部、中学部及び高等部の児童・生徒

5 募集する作品の内容(子どもたちにお伝えいただきたいこと)

日常の家庭生活や学校生活、グループ活動、地域社会との関わりなどにおいて、人権を尊重することの大切さについて考えたことや経験したことを表現した、次のような作文及び図画・ポスターをお待ちしています。

例1 人権問題に関する「気づき」の機会を描いた作品

例2 人権問題への対応を前向きにかつ分かりやすく描いた作品

例3 男女共同参画社会やいじめのない社会などすべての人の人権が尊重される社会を表現した作品

宮崎県人権ホームページ(宮崎県 人権に関する作品)に過去の作品を掲載しています。

6 募集区分及び作品の規格

(1) 作文(いずれもたて書き400字詰め原稿用紙、パソコン等での原稿作成も可)

- ・ 小学生・3年生以下の部：3枚(1,200字)以内
- ・ 小学生・4年生以上の部：5枚(2,000字)以内
- ・ 中学生の部：5枚(2,000字)以内※
- ・ 高校生の部：5枚(2,000字)以内

「作文：中学生の部」については
7ページ以降をご覧ください。



※ 作文・中学生の部は、宮崎地方法務局が主催する「全国中学生人権作文コンテスト宮崎県大会」の募集対象となるため、提出先や推薦作品に添付する様式が異なります。7ページ以降をご覧ください。

★ いずれも原稿の始めに、題名・学校名・学年・氏名(ふりがな)を記入

※ パソコン等で原稿を作成する場合は、上記原稿用紙と同様のマス目入りの書式で作成してください。なお、小学生3年生以下の部については、例えば15字×15字縦書き原稿用紙等を使用したものでも、上記の文字数以内であれば差し支えありません。

(2) 図画・ポスター (いずれも四つ切り画用紙(たて・よこ、画材自由))

- ・ 小学生・3年生以下の部:図画
 - ・ 小学生・4年生以上の部:ポスター
 - ・ 中学生の部:ポスター
 - ・ 高校生の部:ポスター
- ポスターは、内容に合う文字を入れてください
(例:「人権を大切に」など)

★ いずれも作品の裏面に、学校名(市町村立学校の場合は市町村名も)・学年・氏名(ふりがな)を記入

※ クレヨン、毛糸、石等の剥落するおそれのある固形物の貼り付けは御遠慮ください。

上記(1)及び(2)いずれも応募者が作成した未発表の作品で、第三者が著作権等の権利を有する著作物等を利用していないものとします。また、生成AIを利用して作成したものを自己の作品として提出した場合は、審査の対象となりません。

7 作品の推薦及び提出方法並びに提出期限

作品は、各学校において応募作品の中から次の①または②の方法より募集区分ごとに推薦作品を選定し、応募・推薦様式とともに令和7年9月8日(月)までに宮崎県人権啓発推進協議会に送付又は持参により提出してください。

作文のみメール提出も可としますが、その際はワードもしくはpdfデータで提出してください。

また、児童・生徒一人につき、「作文」1点、「図画・ポスター」1点、計2点まで推薦作品として選定できます。

① 応募作品が1点～60点の場合 →推薦作品数3点以内を選定	② 応募作品が61点以上の場合 →応募作品数の5% (1点未満の端数は切り上げ) 以内を選定
-----------------------------------	---

例: 応募作品数が65点の場合

→推薦作品4点以内 ($65点 \times 5\% = 3.25点 \rightarrow 1点未満の端数切り上げにより4点以内$)

(応募の流れ)



● 提出に当たってのお願い

- 推薦作品以外の作品(例: 全ての応募作品)が提出された場合、どの作品を推薦作品とするかの確認が必要となります。必ず推薦作品のみを提出してください。
- 小学生の推薦作品は、以下の例のように募集区分ごとに推薦作品を選定してください。
(学年ごとの応募作品数や全学年の応募作品合計数から推薦作品上限を選定するのは誤りです。)

選定の例

作文・小学生3年生以下の部

学年	応募作品数	合計作品数	推薦作品上限
1年生	15点	$15+20+20=55点$	合計60点未満のため、 55点の中から 3点まで推薦可能
2年生	20点		
3年生	20点		

作文・小学生4年生以上の部

学年	応募作品数	合計作品数	推薦作品上限
4年生	35点	$35+30+25=90点$	$90 \times 5\% = 4.5$ 90点の中から 5点まで推薦可能
5年生	30点		
6年生	25点		

- 応募・推薦様式は、「作文」、「図画・ポスター」について1校でまとめて作成してください。
- 本校と分校がある学校については、本校・分校それぞれに、応募作品の中から推薦作品を選定し、関

係書類も別々に作成してください。ただし、提出する際には、一緒に提出されても構いません。

- 外国語で作文を作成した場合又は視覚に障がいがあり、点字若しくは録音テープで作文を作成した場合には、それぞれ400字詰原稿用紙5枚以内の翻訳文又は墨字、反訳文とします。

8 審査及び受賞者の決定等

- (1) 主催者において委嘱した審査委員により、募集区分ごとに次の各賞を決定します。

最優秀賞:1点
優秀賞:3点
奨励賞:5点

※ 審査の結果、受賞作品数が変更される場合があります。

- (2) 「ポスター 小学生・4年生以上の部」は小学生人権ポスターコンテストも兼ねるため、(1)のほかに「人権に関する作品」審査後、宮崎地方務局及び宮崎県人権擁護委員連合会（地域人権擁護委員協議会）が、同法務局の本支局（宮崎、都城、延岡、日南）の所管地域ごとに、「協議会長賞」等を決定します。
- (3) 推薦及び受賞の有無に関わらず、作品を応募した児童・生徒全員が参加賞（記念品）の対象となります。

9 受賞者の発表(令和7年11月中旬(予定))

受賞者の学校名・学年・氏名を記載した受賞者名簿を、市町村、市町村教育委員会、受賞者在籍校等に通知するほか、宮崎県ホームページに掲載します。

なお、この作品募集が兼ねている「小学生人権ポスターコンテスト」の「協議会長賞」等については、宮崎地方法務局（本局・各支局）から発表されます。入賞者の学校名・学年・氏名は受賞者名簿により公表しますので、あらかじめ御了承ください。

作文については、公表に際して、応募者の意向に応じて、「氏名」、「学年・氏名」又は「学校名・学年・氏名」を非公表とすることができます。

10 受賞等

最優秀賞、優秀賞及び奨励賞の受賞者には、賞状と賞品を授与します。

なお、上位入賞者については、人権週間に合わせて、令和7年12月上旬～中旬に授賞式を行い、その他の受賞者については、学校を通じて授与します。

また、参加賞の記念品は、令和8年2月頃に各学校へ（市町村立小・中学校へは市町村教育委員会を經由して）発送する予定です。

11 その他

- (1) 入選作品の著作権は、主催者に帰属するものとします（本人及び在籍校の利用は差し支えありません。なお、作文については、作品の趣旨を損なわない範囲で修正をお願いする場合があります。）。
- (2) 主な受賞作品については、宮崎県人権啓発推進協議会、宮崎地方法務局又は市町村が作成する人権啓発資料（作品集及びカレンダー）として活用するほか、ホームページ等に掲載します。また、新聞等において紹介する場合もあります。
- (3) 宮崎県人権啓発推進協議会に提出された推薦作品（作文及び図画・ポスター）は、返却しませんので、あらかじめ御了承ください。

